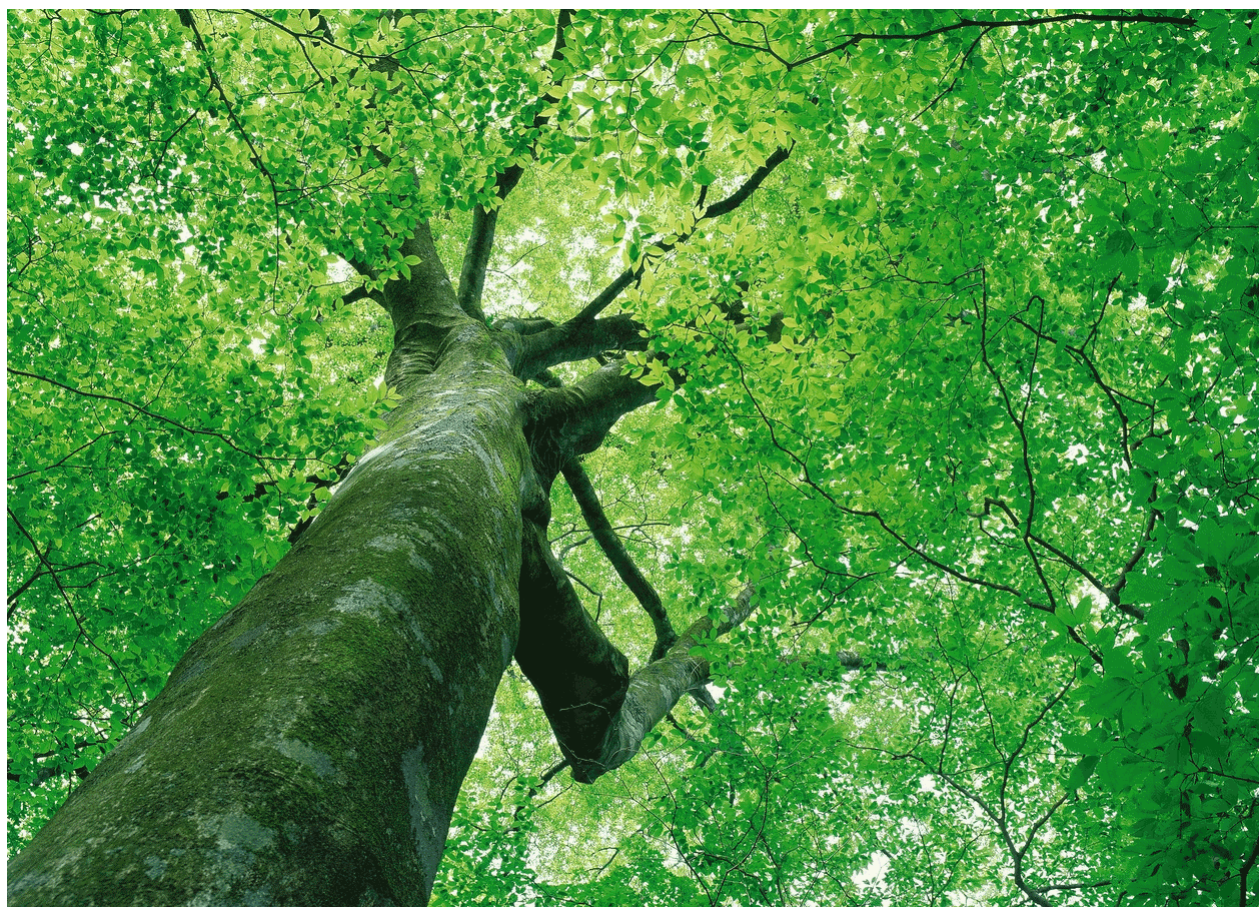


グリーン調達ガイドライン



2006年11月1日



人と、地球の、明日のために。

東芝グループ

東芝グループ環境基本方針

東芝グループは、「かけがえのない地球環境」を、健全な状態で次世代に引き継いでいくことは、現存する人間の基本的責務」との認識に立って、東芝グループ環境ビジョンのもと、豊かな価値の創造と地球との共生を図ることで持続可能な社会へ貢献します。

◆ 環境経営の推進

1. 環境への取り組みを、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経済と調和させた環境活動を推進します。
2. 事業活動、製品・サービスに関わる環境側面について、環境影響を評価し、環境負荷の低減、汚染の防止などに関する環境目的および目標を設定して、環境活動を推進します。
3. 監査の実施や活動のレビューにより環境経営の継続的な改善を図ります。
4. 環境に関する法令、当社が同意した業界などの指針および自主基準などを遵守します。
5. 従業員の環境意識をより高め、全員で取り組みます。
6. グローバル企業として、東芝グループ一体となった環境活動を推進します。

◆ 環境調和型製品・サービスの提供と事業活動での環境負荷低減

1. 地球資源の有限性を認識し、製品、事業プロセスの両面から有効な利用、活用を促進する、積極的な環境施策を展開します。
2. ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスを提供します。
3. 地球温暖化の防止、資源の有効活用、化学物質の管理など、設計、製造、流通、販売、廃棄などすべての事業プロセスで環境負荷低減に取り組めます。

◆ 地球内企業として

1. 優れた環境技術や製品の開発と提供、および地域・社会との協調連帯により、環境活動を通じて社会に貢献します。
2. 相互理解の促進のために、積極的な情報開示とコミュニケーションを行います。

はじめに

東芝グループでは「人と、地球の、明日のために。」のスローガンのもとにCSR活動を進めており、この重要な柱のひとつとして環境経営を推進しています。東芝グループ環境基本方針をさだめ、すべての事業プロセス・すべての製品で、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組みます。

私たちの取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。東芝グループでは「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達は、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することを目的とします。有害化学物質などの環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が必要となるため、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

このたび、「グリーン調達ガイドライン」をより時代の要請に即した内容に全面改訂しました。

調達取引先の皆様には、持続可能な社会の構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(株) 東 芝
コーポレート調達部
環境推進部

目次

I. 本ガイドラインの趣旨

1. 目的
2. 調達取引先様へのお願い事項
 - (1) 調達取引先様での環境保全の推進
 - (2) 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

II. 契約、ならびに調査

1. 調達品の環境品質確保のための契約の締結
2. 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査
3. 調達品の含有化学物質に関する調査
4. 調達取引先様の環境保全活動の調査

添付資料

- (別表1) 禁止物質（群）
- (別表2) 管理物質（群）
- (別表3) 調達品含有調査の対象化学物質（群）

I. 本ガイドラインの趣旨

1. 目的

東芝グループが販売する商品等を構成する製品・部品・材料等について、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい調達品を調達することを目的とします。

2. 調達取引先様へのお願い事項

(1) 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取り組み（環境方針策定・システム整備・教育実施など）をお願いしています。

(2) 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

製品含有化学物質の管理の徹底をお願いします。JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会）における合意事項を重視し、JGPSSIが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に則した管理をお願いしていきます。

1) 製品含有化学物質管理体制の構築

2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料の調達（グリーン調達）の実施

東芝グループでは、調達品の含有化学物質を以下の2つのカテゴリーに分けて管理します。

区分	定義	対象物質（群）
ランクA 禁止物質（群）	原則、東芝グループで、調達品への含有を禁止する物質（群）	（別表1） （34物質群）
ランクB 管理物質（群）	削減・代替化など環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）	（別表2） （20物質群）

ただし、上記以外の物質についても個別に管理をお願いすることがあります。

Ⅱ. 契約、ならびに調査

東芝グループでは、前頁の目的のため、調達取引先様に「調達品の環境品質確保のための契約の締結」、「調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査」、「調達品の含有化学物質調査」、ならびに「調達取引先様の環境保全活動に関する調査」をお願いしています。調達取引先様には、これらの契約ならびに調査の趣旨をご理解いただきご協力くださいますようお願いいたします。

詳細については各お取引事業部の担当窓口にご確認ください。

1. 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。また必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」の提出をお願いする場合があります。

2. 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持していただくため、調達取引先様の化学物質管理体制を調査します。

3. 調達品の含有化学物質（群）に関する調査

新規調達品の認定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、(別表3)の化学物質（群）の含有状況を調査します。

4. 調達取引先様の環境保全活動の調査

環境保全活動に積極的に取り組んでおられる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。

調査項目

- (1) ISO14001外部認証取得状況
- (2) グリーン調達活動実施状況
- (3) 環境保全活動状況
 - 1) 環境方針について
 - 2) 組織・計画について
 - 3) 事業の環境側面・システムについて
 - 4) 情報公開・教育について
- (4) その他

(別表1) : 禁止物質(群)

番号	物質(群)名	禁止時期	含有濃度の禁止閾値
A01	アスベスト類	既に禁止	濃度によらない
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成するもの)	2010年以降禁止*	濃度によらない
A03	カドミウム/カドミウム化合物	既に禁止	100ppm
A04	六価クロム/六価クロム化合物	既に禁止	1000ppm
A05	鉛/鉛化合物	既に禁止	1000ppm
A06	水銀/水銀化合物	既に禁止	1000ppm
A07	オゾン層破壊物質(CFCs、HCFCs、HBCFs、四塩化炭素等)	HCFC以外:既に禁止 HCFC:2010年以降禁止*	濃度によらない
A08	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	既に禁止	1000ppm
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	既に禁止	1000ppm
A10	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	既に禁止	濃度によらない
A11	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	既に禁止	濃度によらない
A12	放射性物質	2010年以降禁止*	濃度によらない
A13	一部の短鎖型塩化パラフィン	2010年以降禁止*	濃度によらない
A14	トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	2010年以降禁止*	濃度によらない
A15	酸化トリブチルスズ(TBTO)	既に禁止	濃度によらない
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	濃度によらない
A17	アルドリン	既に禁止	濃度によらない
A18	エンドリン	既に禁止	濃度によらない
A19	黄りん(マッチ)	既に禁止	濃度によらない
A20	クロルデン類	既に禁止	濃度によらない
A21	N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン、N, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	既に禁止	濃度によらない
A22	ダイオキシン類	既に禁止	濃度によらない
A23	DDT	既に禁止	濃度によらない
A24	ディルドリン	既に禁止	濃度によらない
A25	トキサフェン	既に禁止	濃度によらない
A26	2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール	既に禁止	濃度によらない
A27	β-ナフチルアミン及びその塩	既に禁止	濃度によらない
A28	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	濃度によらない
A29	ビス(クロロメチル)エーテル	既に禁止	濃度によらない
A30	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	濃度によらない
A31	ベンジジン及びその塩	既に禁止	濃度によらない
A32	ベンゼン	既に禁止	濃度によらない
A33	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法への追加が施行され次第禁止	濃度によらない
A34	マイレックス	既に禁止	濃度によらない

*2010年以降禁止:法令等で禁止されている用途での使用は、既に禁止とします。

(別表2) : 管理物質(群)

番号	物質(群)名
B01	アンチモン/アンチモン化合物
B02	ヒ素/ヒ素化合物
B03	ベリリウム/ベリリウム化合物
B04	ビスマス/ビスマス化合物
B05	臭素系難燃剤(PBB類(A08)またはPBDE類(A09)を除く)
B06	ニッケル(外部利用のみ)
B07	一部のフタル酸エステル類
B08	セレン/セレン化合物
B09	ポリ塩化ビニル(PVC)
B10	亜鉛化合物
B11	塩化パラフィン(一部の短鎖型塩化パラフィン(A13)を除く)
B12	三価クロム/三価クロム化合物
B13	シアン化合物
B14	ニッケル(外部利用(B06)を除く)/ニッケル化合物
B15	パーフルオロカーボン(PFC)
B16	ハイドロフルオロカーボン(HFC)
B17	ハロゲン系樹脂添加剤(臭素系難燃剤(A08、A09、B05)を除く)
B18	マンガン化合物
B19	有機すず化合物(トリブチルスズ、トリフェニルスズ(A14)を除く)
B20	六フッ化硫黄(SF6)

(別表3) : 調達品含有調査の対象化学物質(群)

番号	物質(群)名	使用例	回答を要する含有濃度の閾値
A01	アスベスト類	ブレーキライニング・パッド、絶縁体、充填剤、摩擦材、顔料・塗料、タルク	意図的添加
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成するもの)	顔料、染料、着色剤	意図的添加
A03	カドミウム/カドミウム化合物*	顔料、耐触表面処理、電気・電子材料、光学材料、安定剤、メッキ材料、樹脂用顔料、光学ガラス用蛍光剤、電極、はんだ材料	75ppm または意図的添加
A04	六価クロム/六価クロム化合物*	顔料、塗料、インキ、触媒、めっき、防食表面処理、染料、塗料乾燥剤、表面処理、クロメート処理、塗料密着性向上	1000ppm または意図的添加
A05	鉛/鉛化合物*	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X線遮蔽、電気はんだ材料	1000ppm または意図的添加、塩化ビニルケーブルのみ300ppm
A06	水銀/水銀化合物*	蛍光灯、電気接点材料、着色顔料、腐食防止剤、スイッチ類、高効率発光体	1000ppm または意図的添加
A07	オゾン層破壊物質(CFCs、HCFCs、HBCFs、四塩化炭素等)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	クラスI : 意図的添加 クラスII、HCFCs : 1000ppm
A08	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)*	難燃剤	1000ppm または意図的添加
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)*	難燃剤	1000ppm または意図的添加
A10	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液	意図的添加
A11	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤(電気特性、耐炎性、耐水性)、難燃剤	意図的添加
A12	放射性物質	光学特性(トリウム)	意図的添加
A13	一部の短鎖型塩化パラフィン	塩ビ可塑剤、難燃剤	意図的添加
A14	トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤	意図的添加
A15	酸化トリブチルスズ(TBTO)	防錆剤、かび防止剤、塗料、顔料、防汚顔料、冷媒、発泡剤、消火剤	意図的添加
B01	アンチモン/アンチモン化合物	顔料、塗料、触媒、鉛フリーはんだ材料、安定剤、n型ドーパント、難燃剤	1000ppm
B02	ヒ素/ヒ素化合物	顔料、塗料、染料、ガラス消泡剤、Ⅲ-V族半導体基板、難燃剤	1000ppm
B03	ベリリウム/ベリリウム化合物	セラミックス原料、合金、触媒、時効硬化特性合金材料、バネ用合金材料、はんだ	1000ppm
B04	ビスマス/ビスマス化合物	鉛フリーはんだ材料、はんだ材料	1000ppm
B05	臭素系難燃剤(PBB類(A08)またはPBDE類(A09)を除く)	難燃剤、パッケージ成形封止、PVCの可塑剤、難燃剤	1000ppm
B06	ニッケル(外部利用のみ)	表面処理剤、ニッケルメッキ	1000ppm
B07	一部のフタル酸エステル類	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤	1000ppm
B08	セレン/セレン化合物	感光体、顔料、インク、触媒、酸化剤、半導体材料、受光素子、光電セル	1000ppm
B09	ポリ塩化ビニル(PVC)	絶縁体、対化学性透明被覆材	1000ppm

調査物質群の定義はJIGに準拠しております。JIGが変更された場合等は、化学物質(群)が変更となる可能性もありますので、予めご了承ください。

JIG : EIA(米国電子工業会)・JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)・EICTA(欧州情報通信技術製造者協会)
3者の協議の結果発行された共通ガイドライン。正式名称は「The Joint Industry Guide for Material Composition Declaration for Electronic Products」。

株式会社 **東芝**

〒105-8001 東京都港区芝浦 1-1-1

コーポレート調達部 電話：03-3457-2427

環境推進部 電話：03-3457-2403

<http://www.toshiba.co.jp/procure/green/>